

神奈川県収用委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部改正について

(1) 概要

本改正案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年8月14日政令第260号）により、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）が改正されることに伴い、神奈川県収用委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程（以下「規程」という。）に定める各様式の一部を改正するものである。

(2) 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）及び健康保険法等の一部改正（令和5年6月9日法律第48号）により、令和6年12月2日以降は従来の健康保険証が廃止され、「マイナ保険証」を基本とする体制へ移行することとなったため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）第22条に規定する保有個人情報の開示等請求における本人確認書類から健康保険の被保険者証が削除された。

神奈川県収用委員会では、規程に請求時の様式を定めるとともに、政令に定める本人確認書類の内容を記載していることから、上記への対応として、以下のとおり、規程に定める各様式を改正する。

- ア 保有個人情報開示請求書（第1号様式）、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）及び保有個人情報利用停止請求書（第18号様式）における「本人（代理人本人）であることを確認することができる書類」欄から、「健康保険の被保険者証」を削除する。
- イ 上記請求書裏面の備考から、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合の注意事項を削除する。

(3) 施行期日

令和6年12月2日

(4) 経過措置

改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。